〇日本脳炎

日本脳炎

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトからヒトへの感染はなく、豚などの動物の体内で増えたウイルスが蚊によって媒介されて感染します。ウイルスを持つ蚊に刺された後も症状なく経過する場合がほとんどですが、症状が出るのも６日から 16 日間の潜伏期間のあと、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、急激に光への過敏症、意識障害、けいれん、神経系障害（脳の障害）が生じます。

特例措置

ワクチンによる副反応を疑う事例があったことから、平成 17 年５月より積極的な勧奨を差し控えていた日本脳炎の予防接種について、新しいワクチンが開発され、その有効性・安全性が確認されたため、平成 21 年６月より新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）での接種が開始となっています。
勧奨差し控えにより、幼児期に受ける第１期３回の接種および、10 歳前後で受ける第２期１回の接種が済んでいない方は、以下の対象に限り接種できます。

① 平成７年４月２日から平成 19 年４月１日生まれの方は、20 歳になるまでの間に、第１期不足分・第２期未接種分を接種することができます。
② 平成 19 年４月２日から平成 21 年 10 月１日生まれの方は、９歳から 13 歳未満までの間に、第 1 期不足分・第 2 期未接種分を接種することができます。

接種する際は、医療機関に予約し、予診票と母子手帳を持参して受けましょう。
※特例措置の対象者の予診票がない方は、母子健康手帳を持参し、健康推進課へお越しください。